

私のペースでしおりが進む

校長 中島 清昌

10月27日は「文字・活字文化の日」。そして、10月27日から11月9日までが第76回「読書週間」です。読書週間は「まだ戦火の傷痕がいたるところに残っている中で『読書の力によって、平和な文化国家を作ろう』との決意のもと」1947年（昭和22年）に第1回「読書週間」が始まっています。今年読書週間の標語が「私のペースでしおりが進む」です。（昭和22年の標語は「楽しく読んで明るく生きよう」です。歴代の標語とポスターも公益社団法人 読書推進運動協議会 ホームページにのっています。調べてみるのも楽しいと思います。）

本校でも子どもたちの読書に対する興味・関心を高めるため、毎週木曜日の朝に読書タイムを設定しています。読書委員を中心とした保護者の読み聞かせや読み聞かせグループ「こぐまちゃん」の皆様による読み聞かせを行っています。また、11月は校内読書月間を設定し次のことを計画しています。

- ブックシャッフル
11月6日（月）の朝の活動、担任以外の職員の読み聞かせ
- 家族読書カード、先生方のおすすめの本の紹介……図書室に掲示
- お話会の実施
11月17日（金）……福岡の読書グループ「語りの森」
1・2年生……4校時 3・4年生……5校時
5・6年生……6校時
- 読書祭り
11月16日（木）
1～3年生……2校時 4～6年生……3校時



これらの取組を通して、自分の興味のあるジャンルだけでなく、いろいろな本に親しんでほしいと願っています。また、子どもたちが本を選ぶきっかけになるように、毎月の家族読書も各教室廊下掲示しています。

1学期の各学級の平均貸出冊数は、1年1組……44冊、2年1組……34冊、3年1組……62冊、4年1組……93冊、5年1組……23冊、5年2組……33冊、6年1組……43冊です。また、4月から9月の間に貸出冊数が100冊を超えた児童も48名いました。（高学年はページ数の多い本を読んでいるので、冊数だけで比べることはできないのですが）

ちなみに、読書週間とは別に、「こどもの読書週間」も4月23日～5月12日に設定されています。今年の「こどもの読書週間」の標語は「ひらいてとじた笑顔がふえた」でした。

読書は大人にとっても大事です。睡魔やテレビの誘惑になかなか勝てませんが、意識的に本に向かう姿が子どもたちの読書意欲にもつながると思います。

言葉は人をつくり、人生を豊かにします。そんな言葉満載の本に親しむ読書の秋にしたいと思います。

先日新聞でも紹介して頂いた、伊津部小学校の初代校長の南郷光良先生の本も図書室にあります。県民週間で学校にいらっしやる際には図書室にも是非お立ち寄りください。



5年認知症サポーター養成講座

今年度も5年生が認知症サポーター養成講座を受講しました。今年度の5年生は2クラスなので、2クラスに分かれて行いました。本校の総合的な学習の時間の柱の1つでもある「福祉」。これからも体験等をとおして学びを深めていきたいと思います。



6年「おかし株式会社」

昨年度に引き続き、6年生が「おかし株式会社」講座を受講しました。日本証券業協会の企画で、講師は福岡からこの授業のために来ていただきました。お菓子の商品開発等をとおして消費者教育・キャリア教育の視点で学びを深めることができました。



6年陸上記録会

26日に陸上記録会が三儀山陸上競技場で開催されました。今年度も6年生のみの実施で、天候にも恵まれ、6年生は自分の出場する種目でベストを尽くしました。スポーツの秋、11月12日には市民体育祭も4年ぶりに開催され、本校からも複数の児童が選手として参加します。大いに運動に親しみ、体力も高めていって欲しいと思います。



★インターネットアンケート調査結果から★

9月に1・2年生は御家庭で、3～6年生は学校でインターネット調査を行いました。

簡単に本校の結果をお知らせします。

- ◇ 自分で自由に使えるインターネット接続機器所有者は92%
- ◇ その中でもっとも多い物はゲーム機。
- ◇ 自分専用のスマホ所持者は25%。学年が上がるにつれ所持率も上昇。
- フィルタリング設定者は53%。「設定している」と回答した割合)
- 家庭内ルールを決めているのは73%
- ◇ 家庭内ルールとして「使用時間を制限」「使用場所を制限」が多い。
- ◇ 学校外のインターネット利用は「ゲーム」「音楽、画像、動画の閲覧」が多い。
- ◇ 平日のインターネット利用時間は30分以上～2時間未満に集中しているが、5時間以上という回答もある。
- ネットトラブルは15%が経験しており、「悪口やいやなうわさの書き込み」、「迷惑メールが増えた」といったトラブルが多い。
- 「ネットを長時間利用している」と自覚している児童は39%いる。

皆様はこの結果をどう受け止められるでしょうか。特に気になるのは●の部分です。平成30年に「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」の一部が改正され、それを受け、鹿児島県は青少年が使用する携帯電話端末等へのフィルタリング利用の普及が図られるよう、条例の改正を行っています。また、PTA総会資料16ページにも掲載しましたが、奄美市PTA連絡協議会等が作成した「わきゃ家も守りよっ10」(携帯・スマホ等10のルール)の中にもフィルタリングの記載があり、関係する全御家庭において、フィルタリング設定はお子さんを守るために確実に設定して頂きたいです。また、家庭内ルールを決めている御家庭ほど、お子さんが様々なトラブルに巻き込まれにくくなる傾向も示されています。各御家庭におかれましては、「見届け」までしっかり行き、お子さんを守っていただけますと幸いです。よろしく願いいたします。